

広島県告示第二百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十九年広島県告示第九百五十四号で認可した備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年三月二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十九年広島県告示第九百五十四号の事業地に、府川町字渡り上、字六日市、鵜飼町字コモ原、字清財、高木町字稲荷、字上川原、字中川原、土生町字巳ノ口、字緑ヶ丘、字池ノ内、字梶屋、字鍛冶屋ノ久保、字小向、字池ノ尻、字実積、字土井、字土井端、字南光坊、字中井、字平尾、用土町字栗床、字尾末、字鳥越、字三反田内及び字実蔵坊を追加し、同事業地のうち、元町字アタラシヤ、字家ノセド、字家ノマへ、字家ノワキ、字市場、字後口、字大木庵、字紙ヤ、字カワラケ、字北ノ角、字荒神ノ後口、字榮サキヤ、字スミ田、字スミヤ、字竹ノ中カ、字潮音寺、字潮音寺山、字ツジ、字寺ノ下タ、字寺ノマへ、字土手ノ根、字仲ゴロ、字二井ヤ、字西、字花ヤ、字東ノ角、字古ヤ、字ホリノ河内、字道ノ下タ、字宮ノワキ及び字明センを削除し、同事業地のうち元町字マへ、字東シ、字仁王堂、字河原、字ササヤキ、字砂山、字ウシロ、字土手ノ西、字モガリ、字ワキ、字池ヶ町チ、字榮明寺、字大町チ、字コヤ田西、字セド、字潮音寺西、字ドンケイ、字松原、字丸ル町チ、字宮ノ下タ、字山根、府川町字樋ノ口、字藤殿、字田中、字藤ノ木、字井ノ尻、字大田、鵜飼町字白井、字大段原、高木町字小才、字上樋掛、字古川及び広谷町字西田の事業地を変更する。